

訪問看護事業所等の安全確保対策事業補助金交付要領

(通 則)

第1条 訪問看護事業所等の安全確保対策事業補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び医療保健部関係補助金等交付要綱(平成30年三重県告示第239号。以下「要綱」という。)に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、訪問看護事業所等従事者の安全を確保し、安心して働き続けることができる体制を構築するため、訪問看護における暴力・ハラスメントなどの安全確保対策に資する通話録音装置等の購入及び警備会社による屋外用(出張時)セキュリティサービスの導入費用の一部を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「訪問看護事業所等の安全確保対策事業補助金」とは、通話録音装置等の購入及び警備会社による屋外用(出張時)セキュリティサービスの導入費用を支出している訪問看護事業所に対して交付する補助金をいう。

- 2 この要領において、「訪問看護事業所等」とは、みなし指定及び休止中の事業所を除く三重県内に所在する訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所とする。
- 3 この要領において、「法人」とは、訪問看護事業所等を運営する法人(市町及び市町で構成する組合を除く)をいう。

(交付の対象及び交付額)

第4条 交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。但し、消費税及び地方消費税を除く。

事業名	補助対象事業
訪問看護事業所等の安全確保対策事業	訪問看護事業所等が安全確保対策に資するため、令和7年4月1日から令和8年1月30日までの間に通話録音装置等の購入及び警備会社による屋外用(出張時)セキュリティサービスの導入を行う事業(経費の支払いが令和7年4月1日から令和8年1月30日までのものに限る。)基準額は60,000円で、補助率は2分の1、補助額の上限は30,000円、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、補助上限額のどちらか少ない額を補助額とします。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人は、知事に対し、以下により交付を申請しなければならない。

(1) 提出書類

- (ア)補助金交付申請書兼実績報告書(様式1)
- (イ)内訳表(様式2)
- (ウ)誓約書(様式3)
- (エ)役員等調書(様式4)
- (オ)請求書(様式5)

(2) 提出期限 令和8年1月30日(金)17時必着

2 前項による申請は、規則に定める実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定及び交付金額の確定)

第6条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請を審査し、適当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に交付決定を行うとともに、交付すべき交付金額を確定し、その内容を、交付決定兼交付確定額通知書(様式7)により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1)事業実施内容を変更する場合は、変更交付申請書(様式8)に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。知事は、変更交付申請(実績報告の変更も兼ねるものとする。)があったときは、内容を審査し、適当と認める場合は事業変更承認並びに補助金の交付決定及び額の確定の変更を行い、変更決定通知書(様式9)により通知するものとする。
- (2)補助金の事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。
- (3)知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合、又は補助事業者が、規則第16条各号に規定する事項のほか、本条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- (4)三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。また、暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 知事は、第6条で補助金額を確定した日から30日以内に、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月18日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表1

1 対象事業者	2 種目	3 基準額	4 補助率
訪問看護事業所等(みなしの事業所を除く)	通話録音装置等の備品購入費及び警備会社による屋外用(出張時)セキュリティサービス導入経費。 (ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。)	各事業所当たり 60,000 円	2 分の 1